

静岡県情報公開条例施行規則

制 定	平成 13 年 3 月 28 日 静岡県規則第 13 号
一部改正	平成 17 年 3 月 25 日 静岡県規則第 10 号
一部改正	平成 18 年 12 月 26 日 静岡県規則第 71 号
一部改正	平成 19 年 3 月 30 日 静岡県規則第 29 号
一部改正	平成 20 年 12 月 26 日 静岡県規則第 60 号
一部改正	平成 21 年 12 月 25 日 静岡県規則第 44 号
一部改正	平成 22 年 3 月 31 日 静岡県規則第 18 号
一部改正	平成 28 年 3 月 29 日 静岡県規則第 9 号
一部改正	令和元年 7 月 1 日 静岡県規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県情報公開条例（平成 12 年静岡県条例第 58 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項に規定する開示請求書の様式は、様式第 1 号によるものとする。

(開示決定等の通知書)

第 3 条 条例第 11 条各項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 条例第 11 条第 1 項の規定による公文書の全部を開示する旨の決定 様式第 2 号
- (2) 条例第 11 条第 1 項の規定による公文書の一部を開示する旨の決定 様式第 3 号
- (3) 条例第 11 条第 2 項の規定による公文書の全部を開示しない旨の決定 様式第 4 号

(開示決定等の期間の延長通知書)

第 4 条 次の各号に掲げる書面は、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 条例第 13 条第 2 項の書面 様式第 5 号
- (2) 条例第 13 条第 3 項の書面 様式第 6 号

(事案移送通知書)

第 5 条 条例第 14 条第 1 項の書面は、様式第 7 号によるものとする。

(第三者に対する通知)

第 6 条 条例第 15 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書の提出先及び提出期限

2 次の各号に掲げる書面は、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 条例第 15 条第 2 項の書面 様式第 8 号

(2) 条例第 15 条第 3 項の書面 様式第 9 号

(電磁的記録の開示方法)

第 7 条 条例第 16 条の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。
ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、実施機関が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付

(2) その他の電磁的記録 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクその他の電磁的記録に係る記録媒体（以下「フレキシブルディスクカートリッジ等」という。）に複写したものの交付

（一部改正〔平成 18 年規則 71 号〕）

（公文書の開示の実施）

第 8 条 公文書（公文書を複写したものと並びに前条第 2 号に規定する用紙に出力したもの及びこれを複写したものと並びに専用機器により再生したものを含む。次項において同じ。）の閲覧又は視聴は、実施機関が指定する期日及び場所において行わなければならない。

2 実施機関は、開示決定を受けた者で公文書の閲覧又は視聴により開示を受ける者が当該閲覧又は視聴に係る公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

3 公文書の写し（前条第 1 号に規定する録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものと並びに同条第 2 号に規定する用紙に出力したもの及びこれを複写したものと並びにフレキシブルディスクカートリッジ等に複写したものを含む。）の交付部数は、一の開示請求につき 1 部とする。

（一部改正〔平成 18 年規則 71 号〕）

（審査会諮問通知書）

第 9 条 条例第 20 条の規定による通知は、様式第 10 号による審査会諮問通知書により行わなければならない。

（静岡県情報公開審査会）

第 10 条 静岡県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

4 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

5 審査会は、4 人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 11 条 審査会の置く部会は、会長が指名する委員 3 人以上で組織する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、会長がこれを指名する。

3 部会長は、部会の事務を掌理する。

第 12 条 審査会の庶務は、経営管理部において処理する。

（一部改正〔平成 19 年規則 29 号・22 年 18 号〕）

第 13 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

（出資法人）

第14条 条例第31条第1項に規定する規則で定める法人は、次に掲げる法人（静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学及び地方独立行政法人静岡県立病院機構並びに静岡県住宅供給公社、静岡県道路公社及び静岡県土地開発公社を除く。）とする。

- (1) 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人
- (2) 前号に掲げるもののほか、県の事務又は事業と密接な関連を有する法人であつて、当該法人の保有する情報の公開を推進することが必要であると実施機関が認めるもの
(一部改正〔平成18年規則71号・20年60号・21年44号〕)

(実施状況の公表)

第15条 条例第34条の規定による公文書の開示の実施状況の公表は、県公報に登載することにより行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
(知事が管理する公文書の開示等に関する規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 知事が管理する公文書の開示等に関する規則（平成元年静岡県規則第56号）
 - (2) 静岡県公文書開示審査会規則（平成元年静岡県規則第57号）
附 則（平成17年3月25日規則第10号）
この規則は、平成17年4月1日から施行する。
附 則（平成18年12月26日規則第71号）
この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第7条及び第8条第3項の改正規定 平成19年4月1日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 静岡県公立大学法人の成立の日
附 則（平成19年3月30日規則第29号抄）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。
附 則（平成20年12月26日規則第60号）
この規則は、地方独立行政法人静岡県立病院機構の成立の日から施行する。
附 則（平成21年12月25日規則第44号）
この規則は、公立大学法人静岡文化芸術大学の成立の日から施行する。
附 則（平成22年3月31日規則第18号）
この規則は、平成22年4月1日から施行する。
附 則（平成28年3月29日規則第9号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。
附 則（令和元年7月1日規則第4号）
- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

公文書開示請求書

年 月 日

様

郵便番号

開示請求者

住所又は居所
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地
法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名〕

静岡県情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

<p>開示請求に係る公文書の名称又は内容</p>	
<p>開示の方法の区分</p> <p>〔希望する方法に 印を付してください。〕</p>	<p>1 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴</p> <p>2 <input type="checkbox"/> 写しの交付</p> <p>(1) <input type="checkbox"/> 開示請求に係る公文書の全部を希望する。 <input type="checkbox"/> 公文書を閲覧した後、必要な部分を希望する。</p> <p>(2) <input type="checkbox"/> 窓口での交付を希望する。 <input type="checkbox"/> 郵送での交付を希望する。</p>
<p>連絡先</p> <p>〔請求内容について照会することがありますので、担当者の氏名、電話番号等を記載してください。〕</p>	

以下の欄には記入しないでください。

処 理 状 況	1 即日開示	2 後日決定
対象公文書の名称 (即日開示の場合のみ記入すること。)		
担 当 課 等		
備 考		

公文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、静岡県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり全部を開示することに決定したので通知します。

公文書の名称			
公文書の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 時 分	
	場所		
担当課等	電話番号		
備考			

- (注) 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を職員に提示してください。
2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当室等に連絡してください。
3 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

公文書部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、静岡県情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり一部を開示することに決定したので通知します。

公文書の名称			
開示しないこととした部分、その根拠規定及び当該規定を適用した理由			
公文書の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 時 分	
	場所		
担当課等	電話番号		
備考			

- (注) 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を職員に提示してください。
2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等に連絡してください。
3 開示決定に係る公文書の部分に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求があったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。
4 この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

(1) 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

(2) 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、 を被告（訴訟においては が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、(1)の審査請求と(2)の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

公文書非開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、静岡県情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

公文書の名称	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用した理由	
担当課等	電話番号
備考	

（注）この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、 を被告（訴訟においては が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、1の審査請求と2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

開示決定等期間延長通知書

第 年 月 日
 号 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、静岡県情報公開条例第13条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

公文書の名称	
条例第13条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	電話番号
備考	

開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、静岡県情報公開条例第13条第3項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

公文書の名称				
条例第13条第1項の規定による決定期間	年	月	日から 日まで	
開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間及び当該期間内に開示決定等をする部分	期 間	年	月	日から 日まで
	開示決定等をする部分			
残りの公文書について開示決定等をする期限	年	月	日	
条例第13条第3項の規定を適用する理由				
担 当 課 等	電話番号			
備 考				

事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで請求のあった公文書については、静岡県情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、公文書の開示決定等は、事案の移送先の実施機関において行われます。

公文書の名称		
移送先	実施機関	
	担当室等	電話番号
移送をした日		年 月 日
移送の理由		
移送元等の担当課等		電話番号
備考		

意見照会書

第 年 月 日
号 日

様

印

静岡県情報公開条例に基づき、次のとおりあなたに関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。

本件開示請求に係る公文書の開示決定等について御意見があれば、 年 月 日までに意見書を提出してください。

公文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
公文書に記録されているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先 （担当課等）	電話番号
備考	

開示決定をした旨の通知書

第 年 月 日
号 日

様

印

年 月 日付けで請求のあったあなたに関する情報が記録された公文書の開示をすることを次のとおり決定したので、静岡県情報公開条例第15条第3項の規定により通知します。

公文書の名称	
公文書に記録されているあなたに関する情報の内容のうち開示決定に係る部分及びその理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担当課等	電話番号
備考	

審査会 諮 問 通 知 書

第 号
年 月 日

様

印

次のとおり開示決定等に対する審査請求について静岡県情報公開審査会に諮問したので、静岡県情報公開条例第 20 条の規定により通知します。

公 文 書 の 名 称	
審 査 請 求 の 内 容	
諮 問 を し た 日	年 月 日
担 当 課 等	電話番号
備 考	